

別表十二（十二）の記載の仕方

1 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、青色申告法人で措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合又は連結法人で措置法第68条の64第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

(2) 「認定計画等の種類1」には、次に掲げる計画のうち該当するものを記載します。

イ 農業経営基盤強化促進法第12条の2第2項（農業経営改善計画の変更等）に規定する認定計画

ロ 農業経営基盤強化促進法施行令第5条第2号（特定農業団体の要件）に規定する農業生産法人となることに関する計画

ハ 農業経営基盤強化促進法施行規則第23条第1項第5号ロ（農用地利用規程の認定申請手続）に掲げる計画

ニ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第2条第1項第2号（委託を受けて農作業を行う組織の要件）に規定する農業生産法人となることに関する計画

(3) 「交付金等の該当号2」には、措置法第61条の2第1項又は平成22年旧措置法第61条の2第1項に規定する交付金等が該当する農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の2各号（認定団体の勧奨）に掲げる交付金等の該当号を記載します。

(4) 「所得基準額6」には、「当期積立額4」の金額及び「農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額29」の金額を損金の額に算入しないで、かつ、別表十四(二)「6」の金額又は別表十四の二「6」の金額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額又は当該連結事業年度の連結所得の金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を記載します。

(5) 「任意取崩し等の場合23」には、措置法第61条の2第3項若しくは平成22年旧措置法第61条の2第3項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなったこれらの規定に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額又は措置法第68条の64第3項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった同項に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額を記載します。

2 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、措置法第61条の3第1項（農用地等を取得した場合の課税の特例）に規定する法人が同条の規定の適用を受ける場合若しくは平成22年旧措置法第61条の3第1項（農用地等を取得した場合の課税の特例）に規定する法人が同条の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の65第1項（農用地等を取得した場合の課税の特例）に規定する連結親法人又はその連結子法人が同条の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「所得基準額34」には、「農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額29」の金額を損金の額に算入しないで、かつ、別表十四(二)「6」の金額又は別表十四の二「6」の金額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額又は当該連結事業年度の連結所得の金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を記載します。